

4500002

53951

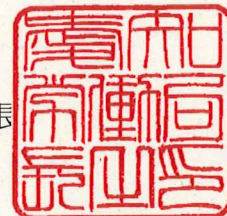
名古屋市中村区名駅4-4-38 愛
知県産業労働センター17階

愛知県高圧ガス安全協会

愛労発基 0209 第2号の2
令和6年2月9日

御中

愛知労働局長



「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

平素から労働基準行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、これまで厚生労働省では、石綿のばく露による健康障害を予防するために、石綿障害予防規則に規定する措置等に関する留意事項について、技術上の指針を策定するとともに、関係する事業者や団体等への周知を図ってまいりました。

このたび、令和5年8月29日に石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第105号）が公布されたことに伴い、当該指針が別添1のとおり改正されました（改正点は別添2のとおり）。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下事業場、会員等に対して、改正後の指針について周知いただきますとともに、石綿による健康障害防止の推進に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、別添1及び2については、愛知労働局のウェブサイト上にも掲載していることを申し添えます（※）。

（※）ウェブサイト上の掲載先

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzaen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



問い合わせ先

愛知労働局労働基準部健康課

TEL:052-972-0256